

議案第70号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年8月20日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市総合計画審議会の項委員の構成の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部三田市旅館業立地審査会の項委員の構成の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、同部三田市健康福祉審議会の項委員の構成の欄中第3号を削り、第4号を第3号とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三田市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

2 三田市スポーツ推進審議会条例（平成19年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

（三田市環境基本条例の一部改正）

3 三田市環境基本条例（平成19年三田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。